

## 医療機関の経営改善に向けた診療報酬制度及び税制の見直しを求める意見書

全国の医療機関は、極めて厳しい経営状況が続いている。令和6年度の決算では、全国の公立病院の8割を超える施設が赤字となるとともに、全国42の国立大学病院においても、本年度の収支見通しが過去最大となる400億円超の赤字と発表される等、病院経営は危機的状況に直面しており、経営改善が喫緊の課題である。

経営の悪化の要因は、医薬品等の物価や最低賃金の引上げ等による人件費の高騰のほか、材料費等の高騰による消費税負担の増加等が挙げられるが、社会保険診療における消費税の仕組み（社会保険診療における消費税は非課税のため、仕入時に支払った消費税を仕入控除できず、消費税が「損税」として医療機関の負担となっている）も影響している。

この消費税の取扱いについて、国は、医療機関等が仕入れにおいて負担する消費税については、消費税導入・引上げ時に診療報酬へ上乗せすることで補填していると説明しているが、実態としては、物価・人件費の高騰による材料費・委託料等の高騰に比例して、消費税も増加していることから、十分な措置とはなっておらず、消費税率の引上げや物価高騰のたびに病院の収益は圧迫され、医療現場では経営悪化が進行しているのが現実である。

公立病院は、救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症対応、精神医療等の不採算医療のみならず、高度・先進医療等の政策医療も担っていることから、地域における「最後の砦」として、なくてはならない存在である。にもかかわらず、経営悪化を理由に本来担うべき医療が提供できなくなることは、国民の生命と健康を脅かす重大な事態であり、また、今後、2040年に向けて、さらなる高齢化と人口減少が進むとされていることから、持続可能な医療提供体制の確立は急務である。

全国の病院団体からは、次期診療報酬改定率について10%超の引上げが必要との要望が出されているが、これは単なる財政要求ではなく、地域医療を守るために必要な最低限の措置であるといえる。

国民が安心して医療を受けられる体制を持続的に維持していくため、診療報酬や消費税の仕組みについて、抜本的な見直しが不可欠である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について、速やかに検討・実施されるよう強く求める。

### 記

1. 地域における最後の砦としてなくてはならない存在である医療機関の安定的な病院経営の確保は、非常に重要な対策であることから、診療報酬制度について、物価及び賃金の上昇に的確に対応できる制度とすること。
2. 医療機関が仕入れ時に支払う消費税について、非課税取引に起因する医療機関の損税構造を抜本的に見直し、消費税率の引上げによる経営悪化を招かない恒久的な仕組

みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年12月17日

大 阪 府 茨 木 市 議 会